

堺市障害児支援等関係機関連絡会について

【目的】

障害あるいはその疑いのある児童とその保護者の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応し、必要な支援を行うため、関係機関相互の連携体制を一層充実させることを目的として、堺市障害児支援等関係機関連絡会を設置する。

【内容】

- 1.各機関のケースに関する進路指導状況等の報告又は検討
- 2.各関係機関の事業紹介及び情報共有
- 3.困難ケースに関する事例検討等による有効な機関連携の推進
4. 障害児支援体制（施策等）の推進状況の現状及び課題の把握

⇒堺市障害者施策推進協議会障害児支援専門部会へ報告

【事務局】

障害支援課 障害児・発達障害支援係

【構成機関等】

構 成 機 関	参 加 月
各保健センター	定例開催月
各区子育て支援課	定例開催月
幼保運営課	定例開催月
教育委員会	・支援教育課（4～6月）、9月 ・学校総務課（9月※南区は公立幼稚園がないため除く）
児童発達支援センター	5および6月
親と子の療育支援センター おおぞら	年2～4回（参加月、頻度は各区で調整）
その他関係機関	随 時

【連絡会における個人情報の取扱いについて】

当該連絡会における個人情報の取扱いについては、これまで堺市個人情報保護条例に基づき制限を受けないものとしてきたが、令和5年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が施行されたことにより、この条例が廃止された。

ついては、「個人情報の保護に関する法律」の以下条文に基づき取り扱い、制限を受けないものとする。

(法律への変更の上で制限される範囲に変更はないことは政情報課へ確認済。)

個人情報の保護に関する法律 (抜粋)

(個人情報の保有の制限等)

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するにあたっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号ならびに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(不適正な利用の禁止)

第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあたっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。